

「群馬県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」の概要

1. 群馬県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画とは

群馬県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。

【計画期間】

平成31年度から平成35年度までの5年間

2. 策定の経緯（いわゆる建設職人基本計画）

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず**労災保険料を含む安全衛生経費の確保**や**一人親方問題への対応**等がなされるよう国や都道府県に対して対応が求められている。国では平成29年3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」を施行したところであり、その法律に基づき群馬県における計画を策定するものである。

3. 本県の現状と課題

- (1) 建設工事現場での災害により、平成29年には238名が死傷（うち3名死亡）
 - 建設業における労働災害の発生状況は、長期的には減少傾向だが、平成29年には238名が死傷し、3年ぶりに増加に転じた。
- (2) 他の労働者と同様に従事している一人親方等は、労働安全衛生法上の保護対象外
 - 建設業就業者のうち、一人親方等の占める割合は15.0%（約10,700人）と全国平均（12.9%）を上回っている。
- (3) 建設工事従事者の高齢化が進行しており、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務
 - 65歳以上の技能労働者の占める割合は、14.2%と全国平均の11.6%を上回っている。

4. 具体的な取組と成果指標

本県における3つの現状と課題を踏まえ、平成35年度を目標年度とした成果指標を設定し、目標達成に向け5つの施策ごとの具体的な取組を推進する。

具体的な取組	目標1 労働災害の撲滅	目標2 一人親方等の安全・健康の確保	目標3 担い手の確保
施策1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算、適正な工期設定	<ul style="list-style-type: none"> ○安全衛生経費確保対策の促進(国の施策を踏まえ実施) ○元下請取引に係る立入検査の実施 ○工事の過度な集中を避けるため、債務負担行為の活用や月別発注計画の公表 ○受発注者間で決める「見える化工程表」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全衛生経費確保対策の促進(国の施策を踏まえ実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○週休二日制現場の導入 ○入札参加資格審査における社会保険未加入業者の排除
施策2 元請負人及び下請負人の責任体制の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ○元下請取引に係る立入検査の実施 ○法令遵守徹底のための業界団体との意見交換会開催 ○下請業者の安全衛生能力向上のための研修会開催 		<ul style="list-style-type: none"> ○法令遵守の徹底を図るため、業界団体との意見交換会開催
施策3 建設工事現場における安全及び健康の確保に関する措置の統一的な実施	<ul style="list-style-type: none"> ○設計変更ガイドラインの周知・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人親方等に対する労働災害保険特別加入の促進 ○労働者としての実態がある一人親方等の扱いの事業者への周知・指導 	
施策4 建設工事の現場の安全性の点検、安全等に配慮した工法等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○建設工事現場における安全パトロールの支援 ○安全な施工に資する新技術の積極的な導入 ○女性技術者等による現場パトロールの支援 ○冷房等を備えた休憩所の設置の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○足場からの墜落・転落災害防止のため、手すり先行工法等の「より安全な措置」等の周知・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT活用工事の導入促進
施策5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○技能労働者等に対する熱中症予防教育講習会等の開催 ○群馬県建設工事表彰における安全衛生対策に対する評価の重点化 ○現場で必要な技能講習・資格取得の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人親方等に対する安全衛生教育研修会開催 	

成果指標	(1) 建設業における労働災害死傷者数	(2) 一人親方等(※1)の労災保険特別加入者数	(3) 技能労働者数(※2)
基準年度(平成29年度)	238人	7,182人	47,884人(H27の数値)
目標年度(平成35年度)	200人以下(15%以上減)	7,550人以上(5%以上増)	47,884人(現状維持)

※1 一人親方とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、修理等の事業を行うことを常態とする方(大工、左官、とび職人など)であり、一人親方等とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含む。

※2 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業(型枠工、鉄筋工、建設機械のオペレーターなど)を行う、技能を有する労働者。

5. 計画の推進体制

国(厚生労働省、国土交通省)、建設等関連団体と県による『群馬県における建設工事従事者安全健康確保推進会議』を設置し、重点施策を検討。

6. 施策を計画的に推進するために必要な事項

- ・「働き方改革」の推進や社会保険等の加入の徹底による、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上
- ・墜落・転落災害の防止対策の充実強化・関係者における連携、協力体制の強化